

## 浜松市農業協同組合法施行細則事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市農業協同組合法施行細則（平成19年浜松市規則第46号）第3条の規定に基づき必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「組合」とは、農業協同組合（農業協同組合法第10条第1項第3号又は第10号に掲げる事業を行うものを除く。）で、市の区域を超える区域を地区とする農業協同組合以外の農業協同組合をいう。

2 この要綱において「総会」とは、総会又は総代会をいう。

3 この要綱において「組合員」とは、農業協同組合の組合員をいう。

### (設立登記の報告等)

第3条 組合は、設立の登記が完了したときは、2週間以内に登記事項証明書を市長に提出しなければならない。

2 組合は、設立の認可があった日から90日を経過してもなお設立の登記が完了しないときは、その理由を市長に報告しなければならない。

### (総会開催の報告等)

第4条 組合は、総会を開催したときは、総会終了後2週間以内に総会（総代会）開催報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 総会の議事録の謄本

(2) 総会の議決事項に関する書類

2 組合は、前項に規定する総会が次に掲げる事業報告書又は事業計画書（この項において「事業報告書等」という。）の議決に係るものであるときは、前項各号に定めるもののほか、業務報告等提出書（第2号様式）に当該事業報告書等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）第54条の2第1項、同条第2項及び農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。）第202条に規定する事業報告書

(2) 省令第232条第1項に規定する事業計画

### (子会社等の報告)

第5条 子会社等を保有する組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項（事務ガイドライン）（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）による子会社等財務報告書等を業務報告書に添えて市長に提出しなければならない。

### (役員等の異動報告)

第6条 組合は、役員が就任し、又は退任したときは、2週間以内に役員異動報告書

(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 就任し、又は退任した役員の氏名、役職名及び組合員たる資格の種別並びに就任又は退任の年月日を記載した書類

(2) 選挙により選出された場合にあつては、その選挙録の謄本

2 組合は、参事若しくは会計主任を選任し、若しくは解任したとき、又は参事若しくは会計主任が辞任したときは、2週間以内に市長に報告しなければならない。

(組合員請求の報告)

第7条 組合は、次に掲げる請求があつたときは、遅滞なくその請求書の写し及び請求に対する組合の処置又は方針を記載した書面を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 法第35条の4第1項において準用する会社法(平成17年法律第86号)第360条第1項の規定による理事の行為の差止請求

(2) 法第38条第1項の規定による役員の改選の請求

(3) 法第38条第2項の規定による理事の解任の請求

(4) 法第40条の2において準用する会社法第847条第1項の規定による役員の実行責任を追及する訴えの提起の請求

(5) 法第43条第1項の規定による参事又は会計主任の解任の請求

(6) 法第43条の3第2項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の請求

(監事による不正の報告)

第8条 組合の監事は、組合の財産又は業務執行の状況を監査し、不正の事実を発見したときは、遅滞なくその概要を市長に報告しなければならない。

第9条 (削除)

(事業停止等の報告)

第10条 組合は、事業の全部若しくは一部を停止したとき、又はその停止した事業を再開したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(準用)

第11条 第4条第1項及び第8条から第10条までの規定は、農事組合法人で市の区域を超える区域を地区とする農事組合法人以外のものについて準用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

総会  
開催報告書  
総代会

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地 {  
名称 {  
代表者氏名 {

平成 年 月 日に  
通常 総会  
臨時 総代会  
・ を開催したので、関係書類を添えて報告します。

第2号様式（第4条関係）

業務報告書等提出書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

{ }

名称

{ }

代表者氏名

{ }

別添のとおり業務報告書及び事業計画書を提出します。

第3号様式（第6条関係）

役員異動報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

{ }

名称

{ }

代表者氏名

{ }

役員が異動があったので、関係書類を添えて報告します。